

令和5年度 全国厚生労働関係部局長会議参考資料

目次

1. 感染症法等の改正を踏まえた保健所、 地方衛生研究所等の強化について	2
2. がん対策について	9
3. 脳卒中・心臓病等の循環器病対策について . . .	12
4. アレルギー疾患対策について	14
5. 腎疾患・糖尿病対策について	17
6. 難病・小児慢性特定疾病対策について	19
7. 移植医療対策について	22
8. 食品衛生関係について	24



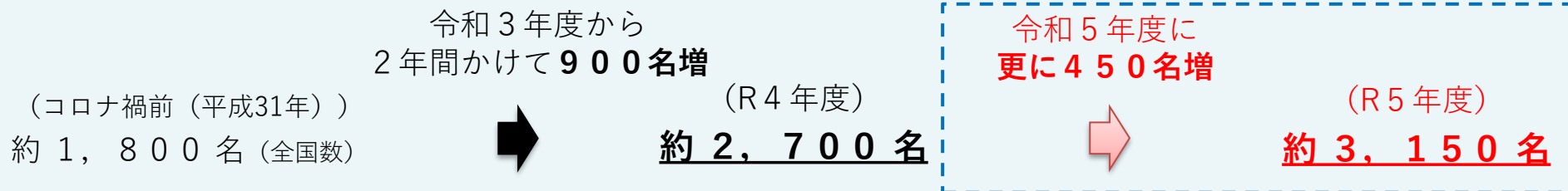
感染症法等の改正を踏まえた保健所、 地方衛生研究所等の強化について

令和5年度における保健所の恒常的な人員体制強化

<保健所において感染症対応業務に従事する保健師：令和5年度に更に450名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

■保健所において感染症対応業務に従事する保健師数



普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数をコロナ禍前（平成31年）の24名から令和5年度に42名に増員

※参考：令和3年度から2年間かけて900名増員するための措置

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため

<保健所における保健師以外の職員（事務職員等）：令和5年度に更に150名増員>

- さらに、感染症法等の改正を踏まえ、関係機関との調整や保健師等への業務支援を図るため、保健所の保健師以外の職員（事務職員等）についても150名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。
- ※ 令和3年度においても、150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。


※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に保健所において実施が必要な業務


平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：令和5年3月27日厚生労働省告示第86号）において、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること、また、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、各自治体の本庁に統括保健師を配置することが示された。
 - ※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、保健師（統括保健師）を配置するよう努めることとしている（「地域における保健師の保健活動に関する指針」健発0419第1号平成25年4月19日）。
- 保健所の統括保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担うことが求められる。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



 健康危機管理体制の確保のために保健所に配置する総合的なマネジメントを担う保健師

 地域における保健師の保健活動に関する指針で配置を推奨している統括保健師

保健所の総合的なマネジメントを担う保健師に求められる業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために以下の業務を担う

- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

体制強化に向けて自治体に求められる役割

- ◆ 地衛研は、特に健康危機発生初期（民間検査機関が立ち上がるまでの期間）においては、国立感染症研究所と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。こうした**危機対応と同時に健康危機管理における専門技術的な拠点としての機能を発揮できるよう、平時のうちから有事に備え体制を強化する。**

保健所設置自治体における必要な体制整備の在り方（地域保健法第26条：地衛研の整備）：

「試験検査」は、健康危機への対処に必要な不可欠な機能であることから**都道府県・指定都市は地衛研を設置**し、試験検査体制を整備する。その他機能（「調査研究」、「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」、「研修指導」）は、**都道府県が主導して、少なくとも都道府県に1つは整備**する。地衛研を自ら整備できない**指定都市以外の保健所設置市や特別区は、都道府県や指定都市との連携により必要な機能を補完。**

保健所設置自治体

※ 地衛研設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



地衛研の人員体制や整備の強化

役割：自治体の責務として、平時のうちから地衛研等における人員体制や整備等を整えていくことが必要。有事の際には、地衛研等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接連携し対応を行うことが求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・本庁は、連携協議会等を活用し有事の際に迅速に移行等ができるよう地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。
- ・地衛研は、**予防計画等との整合性を確保しながら**平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための**「健康危機対処計画」**を策定。
- ・人員体制の整備・計画や検査機器の整備・メンテナンス、調査研究の充実等平時からの準備。

【連携の強化】

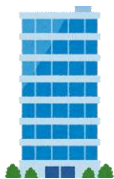
- ・感染研や保健所、近隣市町村、職能団体との平時からの連携強化。

【人材育成】

- ・研修や有事を想定した**実践型訓練**等を通じた人材育成の実施。

域内の主導・支援

都道府県



域内の人材育成等の支援
域内の体制整備等の統括

役割：平時のうちから都道府県のリーダーシップの下、都道府県域内の体制整備を進めていくことが必要。有事の際には、情報集約や自治体間調整、業務の一元化等の対応による都道府県域内の支援が求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・**連携協議会**での関係機関等との平時からの議論・協議による地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。

【連携の強化】

- ・連携協議会等を活用した自治体や感染研等関係機関、職能団体等との意見交換や調整等を通じた平時からの連携強化。

【人材育成】

- ・都道府県域内の人材育成の支援（感染研の研修への派遣調整等）。

自治体の規模ごとに求められる体制整備の基本的な考え方（R4改正関係、基本指針、局長通知）

地域保健法の改正概要

- ◆ 今後の感染症のまん延等健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体に対し、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備・連携確保等を講ずる責務規定（第26条関係）。
- ◆ 国に対し、体制整備等を行う自治体に対して助言・指導・その他の援助を実施する努力義務規定（第27条関係）。

地域保健に関する調査研究及び試験検査に関する体制整備等の在り方

- 健康危機に対応するため、都道府県と指定都市に専門的な試験検査（主要項目）について自ら体制（地方衛生研究所等）を整備することを求めるとともに、試験検査の質を支える調査研究、研修指導及び情報収集・解析・提供について、少なくとも都道府県単位で体制を整備することを求める。
- 財政規模の小さい政令指定都市以外の保健所設置市や特別区は、自ら体制の整備ができない/不十分な場合には、都道府県や指定都市との連携により補完することを求める。

機能	想定される主な内容	都道府県	政令指定都市	指定都市以外の保健所設置市/特別区
試験検査 (主要項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナ感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査。 ・ 健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制。 	◎ 必須	◎ 必須	
(稀少項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風土病、稀少ウイルス等の試験及び検査。 ※ 現在「レファレンスセンター」という形で国立感染症研究所と地方衛生研究所間における連携体制により実施されている。 	△ 必須ではない ※ 引き続き 全国規模での連携体制 で対応		△
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する基礎研究、疫学研究。 ・ 試験検査能力の向上に資する調査研究。 ・ 試験検査の精度向上や技術開発に資する調査研究。 	○ 都道府県単位で必須		自前で整備することも可能であるが、 都道府県や指定都市との連携により、不足する機能の全部又は一部を補完
研修指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導。 ・ 地域全体の試験検査能力や調査研究能力の向上につながる研修指導。 	※ 自ら実施するほか、 自治体間の連携による都道府県単位での整備 （都道府県での一元化や個別自治体間の連携） も可能		
情報収集・解析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する情報収集、解析、関係者・住民等への情報提供。 ・ 地域住民の公衆衛生に関する情報（感染症の感染状況や生活環境）を速やかに把握する。 ・ 健康危機において適確な対応や地域住民の行動につながる情報収集・解析・提供。 			

国の地方自治体における取組（令和6年度予算関係）

<地衛研における職員：令和5年度に約150名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、地衛研の恒常的な人員体制強化を図るため、職員を約150名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

※普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、地衛研数1カ所）の措置人数を2名増員（令和3年度も1名増員）

※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に地衛研において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④保健所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

<地衛研の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の実施>

- 次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地衛研における検査訓練について支援を行う。

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地衛研の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

令和6年度予算案額：1.5億円 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

<地衛研の感染症検査室部分に係る施設整備の実施>

- 地方衛生研究所が、次の感染症危機において、事業目的に記載した役割を果たすことができるように、体制整備を行うため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等について、保健衛生施設整備費のメニューに位置づける。

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費

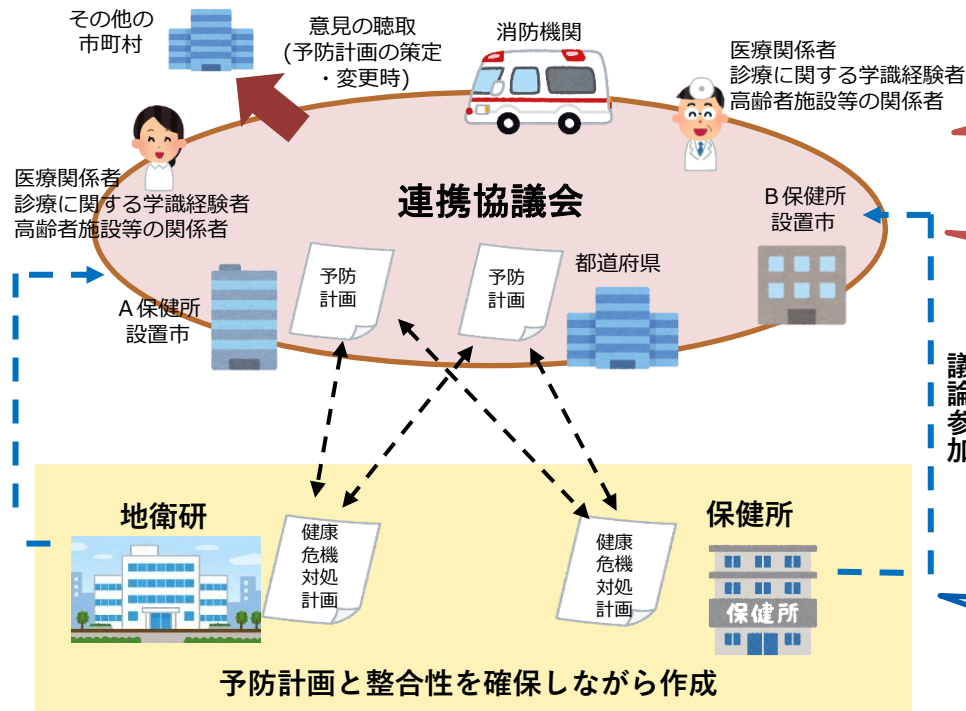
令和6年度予算案額：39億円の内数 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

- 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定＜地域保健法に基づく基本指針に位置づけ＞。
- 都道府県連携協議会の議論に参加し、予防計画と整合性を確保しながら策定することを想定しているため、令和5年度中に策定すること。計画の見直し期間に特段の定めはないが、実践型訓練の実施や今後の健康危機対応を踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

<健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）>



- 平時から
 - ・入院調整の方法
 - ・医療人材の確保
 - ・保健所体制、検査体制や方針
 - ・情報共有のあり方 等を議論・協議

- 連携協議会の結果を踏まえ、**予防計画を策定**
- 予防計画に基づく取組状況を**定期的に報告、相互に進捗確認**

※必要に応じて感染症発生・まん延時にも開催

- ・ 保健所・地衛研も、連携協議会の議論に積極的に関与し、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定。

がん対策について



令和6年度当初予算案 22百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

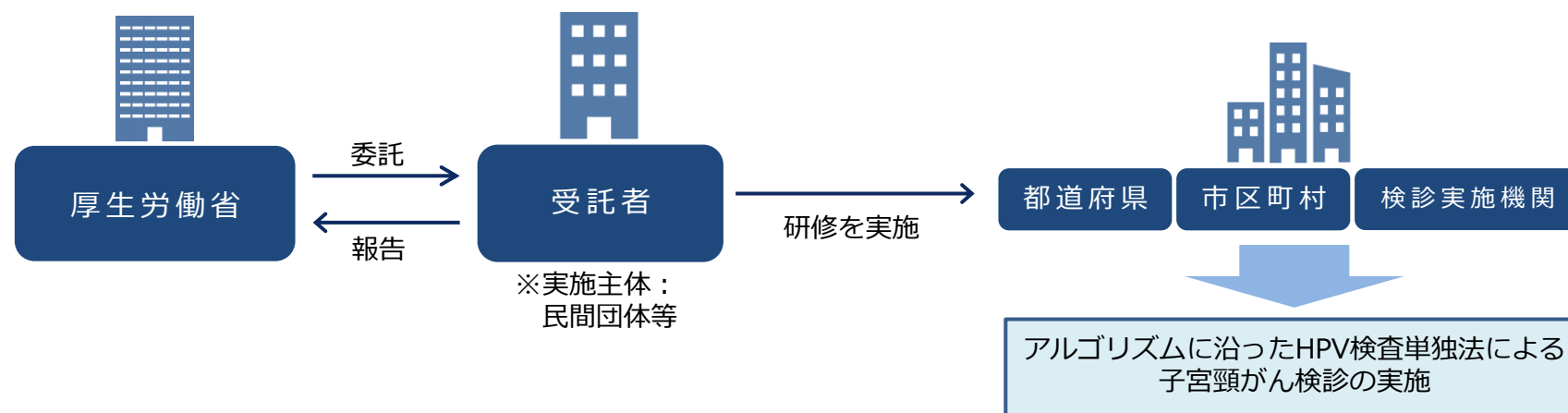
- HPV検査^(※1)単独法による子宮頸がん検診については、浸潤がん罹患率減少効果のエビデンスが示されていることを踏まえ、令和6年度から国が推奨する子宮頸がん検診に追加することを予定している。
- HPV検査単独法は、検査結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるなど、アルゴリズム^(※2)が複雑であることから、子宮頸がん検診を行う市区町村等がHPV検査単独法を導入し、円滑に運用できるよう支援する必要がある。

（※1）子宮頸がんの原因となる高リスク型HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べる検査。

（※2）検診結果ごとにどのような検査をいつ行うか等を定めたもの。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

都道府県、市区町村、HPV検査単独法の実施を市区町村から受託する検診実施機関に対し、アルゴリズムに沿ったHPV検査単独法による子宮頸がん検診の精度管理について研修を行う。



令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

がん予防



(がん検診)

- ・ 子宮頸がん・乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券等の配布について継続するとともに、がん検診対象者等に対して、受診率向上に効果的な個別の受診勧奨・再勧奨、要精検受診者に対する受診再勧奨を実施する。
- ・ HPV検査単独法について、令和6年度から国が推奨する子宮頸がん検診に追加することを予定しているところ、検査結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるため、運用が複雑であることから、子宮頸がん検診においてHPV検査単独法が適切に運用されるよう、自治体職員等に対する研修を実施する。

がん医療



(がんゲノム)

- ・ 「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づいて、がんの全ゲノム解析等を推進する。

(妊孕性温存療法)

- ・ 妊孕性温存療法に係る費用負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等を収集し、研究を促進することにより、小児・AYA世代のがん患者等を支援する。

がんとの共生



(患者支援)

- ・ がん患者に対して病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援及び相談支援などを実施する。
- ・ がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。

誰一人取り残さないがん対策を推進し、
全ての国民とがんの克服を目指す

脳卒中・心臓病等の循環器病対策について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度 循環器病対策予算について

令和6年度当初予算案
45億円(45億円)

※()内は前年度予算額

循環器病特別対策事業

- ① 都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ② 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ③ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置

等

令和6年度当初予算案
1.9億円(1.1億円)

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

- ① 脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するためのモデル事業の実施・検証

令和6年度当初予算案
2.2億円(2.8億円)

循環器病診療情報収集・活用支援事業

- ① 医療機関に存在する電子カルテなどの医療情報を効率的に収集・活用できる仕組みを検討

等

令和6年度当初予算案
93百万円(64百万円)

循環器病に関する普及啓発事業

- ① 循環器病に関する普及啓発資材の作成
- ② 循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動
- ③ 循環器病に対する国民の認知度等の実態調査

等

令和6年度当初予算案
17百万円(17百万円)

循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

- ① 基本的な心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ② 緩和ケア研修の受講促進を目的とした普及啓発

等

令和6年度当初予算案
21百万円(21百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
- ② 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発

等

令和6年度当初予算案
13億円(13億円)

アレルギー疾患対策について



都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（令和5年12月時点）

47都道府県 77病院

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
	国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院
	宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院
	中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	東京慈恵会医科大学附属病院
	国立成育医療研究センター
	東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
	横浜市立みなと赤十字病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
	富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院

山梨県	山梨大学医学部附属病院
長野県	信州大学医学部附属病院
	長野県立こども病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院
	順天堂大学医学部附属静岡病院
	静岡県立総合病院
	静岡県立こども病院
	静岡済生会総合病院
	浜松医科大学医学部附属病院
	浜松医療センター
愛知県	名古屋大学医学部附属病院
	名古屋市立大学病院
	藤田医科大学病院
	藤田医科大学ばんたね病院
	愛知医科大学病院
	あいち小児保健医療総合センター
三重県	国立病院機構三重病院
	三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
	滋賀県立小児保健医療センター
京都府	京都府立医科大学附属病院
	京都大学医学部附属病院
大阪府	近畿大学病院
	大阪はびきの医療センター
	大阪赤十字病院
	関西医科大学附属病院

兵庫県	神戸大学医学部附属病院
	兵庫医科大学病院
	兵庫県立こども病院
	神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター
	公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター
	岡山大学病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島大学病院
香川県	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院
高知県	高知大学医学部附属病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

令和6年度当初予算案 10億円（9.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年3月に一部改正したアレルギー疾患対策基本指針に基づき、医療提供体制の整備、正しい情報の普及啓発等を実施することで、アレルギー疾患対策の推進を図る。
- また、平成30年11月にとりまとめられたリウマチ等対策委員会報告書に基づき、リウマチ医療の均てん化等を実施し、リウマチ対策の推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- | | | |
|---------------------------------------------------|---|--------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | | 令和6年度当初予算案 |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 | 等 | 42百万円（42百万円） |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | 令和6年度当初予算案 |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 | 56百万円（56百万円） |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催 | ③ 正しい知識の普及啓発 | 令和6年度当初予算案 |
| ② 医療提供体制の整備 | ④ 関係者の人材育成 | 69百万円（69百万円） |

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- | | | |
|--------------------------------|---|--------------|
| ① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置 | | 令和6年度当初予算案 |
| ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 | 等 | 38百万円（38百万円） |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | | |
|------------------------------------------------|---|--------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業 | | 令和6年度当初予算案 |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ，ゲノム・データ基盤PJ，疾患基礎研究PJ） | 等 | 7.8億円（7.8億円） |

腎疾患・糖尿病対策について



慢性腎臓病（CKD）対策の推進

令和6年度当初予算案 2.0 億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○「腎疾患対策検討会報告書(H30.7)」や「中間評価と今後の取組について(R5.10)」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（CKD）対策の推進を図る。

2 事業の概要

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- 患者等一般向けの講演会等の開催
 - 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
 - CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
 - 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施
- 等
- 令和6年度当初予算案
35百万円（35百万円）

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- 慢性腎臓病（CKD）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
 - 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援
 - 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築
 - 多職種連携による療養指導等の実施
- 等
- 令和6年度当初予算案
21百万円（21百万円）

腎疾患対策費

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供
- 等
- 令和6年度当初予算案
3百万円（3百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築
 - 災害時の透析医療確保に資する研究
 - 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発
- 等
- 令和6年度当初予算案
1.4億円（1.4億円）

難病・小児慢性特定疾病対策について

難病・小児慢性特定疾病対策について（概要） （1 / 2）

令和6年度予算（案）（令和5年度当初予算額）
：1,607億円（1,598億円）
令和5年度補正予算額：29億円

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

① 難病患者等への医療費助成の実施

R6予算（案） 1,285億円（1,276億円）

- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者に対する医療費助成に必要な経費等を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

（主な事業）

- 難病医療費等負担金 1,283億円

② 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

R6予算（案） 11億円（12億円）

- 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

（主な事業）

- 難病相談支援センター事業 6.7億円

③ 難病の医療提供体制の構築

R6予算（案） 7.2億円（8.7億円）

- 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。

（主な事業）

- 難病医療提供体制整備事業 5.7億円

④ 小児慢性特定疾病対策の推進

R6予算（案） 188億円（183億円）

- 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援を行うほか、先天性異常等に罹患している児童等が必要としている特殊ミルクの供給に対する支援等を行う。

（主な事業）

・小児慢性特定疾病医療費負担金	172億円
・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	9.2億円
・代謝異常児等特殊ミルク供給事業	3.9億円

⑤ 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進

R6予算（案） 115億円（119億円）
R5補正予算額 29億円

- 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。

（主な事業）

【一部R5補正】・難治性疾患政策研究事業／難治性疾患実用化研究事業	103億円、【R5補正】16億円
【一部R5補正】・難病対策の推進のための患者データ登録整備事業等	12億円、【R5補正】4.5億円
・難病等制度推進事業	55百万円
【R5補正】・難病ゲノム等情報利活用検証事業	3.2億円
【R5補正】・難病等医療費助成制度オンライン化事業	1.0億円
【R5補正】・難病等医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業	3.8億円

移植医療対策について



移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室（内線2365）

令和6年度当初予算案 35億円（33億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 27百万円

造血幹細胞移植対策の推進 2.5億円（2.4億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 4.9億円（4.9億円）
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

（参考）【令和5年度補正予算】
・スワブ検査法実証事業費 27百万円
「口腔粘膜等のぬぐい液（スワブ法）」を使用したドナー登録方法の導入に向けた実証実験事業を行う。

②骨髄データバンク登録費 6.5億円（6.5億円）
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。

③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 6.5億円（6.2億円）
産科施設における採取手技料を増額するとともに、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 77百万円（77百万円）
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

⑤造血幹細胞提供支援機関事業 2.0億円（1.9億円）
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 3.9億円（4.0億円）
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数：544,305人（令和5年3月末時点）
- ◆ 臍帯血新規公開本数：2,241本（令和4年度）
- ◆ 移植数：2,415件（令和4年度）（内：骨髄移植等 1,055件 臍帯血移植 1,360件）

臓器移植対策の推進 1.0億円（9.0億円）

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

①臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 10億円（8.8億円）
臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。

（主な事業）

● あっせん業務人員体制の強化【拡充】 3.8億円（3.3億円）
ドナー候補である脳死が疑われる患者の情報を日本臓器移植ネットワーク等に早期から共有し、患者家族に臓器提供の選択肢提示を確実に行う仕組み（ドナー候補情報共有制度）を導入し、国内での臓器移植を大幅に拡充させることとしており、本制度導入による臓器提供数の増加に対応出来るよう、臓器移植コーディネーターの増員等を行い、選択肢提示及びあっせんに係る体制の強化を図る。

● 臓器提供施設連携体制構築事業の拡充【拡充】 2.6億円（98百万円）
「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、ドナー候補情報共有制度の導入に伴い、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、高度な移植医療の能力を有する拠点施設を加え、臓器提供の適応の判断や臓器摘出の際のドナーの全身管理等を支援する体制を整備する。

②普及啓発等事業費 26百万円（25百万円）
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公社）日本臓器移植ネットワーク、②国
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
・平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和5年3月末までの間に926名（うち令和4年度105名）

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.6億円（1.6億円）を計上している。

食品衛生関係について



HACCPに沿った衛生管理の制度化

【制度の概要】

※ 令和2年6月1日施行（1年間の経過措置を設け、令和3年6月1日完全施行）

全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）※が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を
防止するために
特に重要な工程を管理するための取組
（HACCPに基づく衛生管理）

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に
応じ、計画を作成し、管理を行う。

【対象事業者】

- ◆ 大規模事業者
- ◆ と畜場 [と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者]
- ◆ 食鳥処理場 [食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。）]

取り扱う食品の特性等に応じた取組
（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- ◆ 小規模な営業者等

対EU・対米国等輸出対応
（HACCP+α）

HACCPに基づく衛生管理（ソフトの基準）に加え、輸入国が求める施設基準や追加的な要件（微生物検査や残留動物薬モニタリングの実施等）に合致する必要がある。

食品等事業者団体が作成した業種別手引書：116業種（令和4年11月14日時点）

※ 全ての食品等事業者とは

- 学校や病院等の営業ではない集団給食施設もHACCPに沿った衛生管理を実施しなければなりません。
- 公衆衛生に与える影響が少ない営業については、食品等事業者として一般的な衛生管理を実施しなければなりません。衛生管理計画の作成及び衛生管理の実施状況の記録とその保存を行う必要はありません。
- 農業及び水産業における食品の採取業はHACCPに沿った衛生管理の制度化の対象外です。

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

改正前

営業者

要許可業種

◆ 34の製造業、販売業、飲食業等

<問題点>

昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合っていない。

要許可業種以外

<問題点>

一部自治体は条例で届出制度があるものの、それ以外の自治体で把握する仕組みがない。

食中毒のリスク等により、関係者の意見を聞いて整理

改正後

営業者

要許可業種

◆ 製造業、調理業、加工を伴う販売業等、32業種※に再編

営業者は届出対象

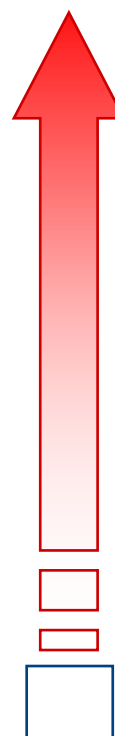
要届出業種

◆ 温度管理等が必要な包装食品の販売業、冷凍冷蔵倉庫業等

届出対象外

◆ 常温で保存可能な包装食品のみの販売等

高



※要許可業種32業種のうち新たに指定された業種：

水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業 等

営業（者）（法第4条第7項及び第8項）

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。

ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。